

令和3年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金										
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	S22		終期	-	
予算事業名	社会福祉行政費					(事業コード)		031105			
所管部署	福祉保険部		福祉保険課			地域福祉係		電話番号	内線 5116		
交付先(団体,個人等)	旭川市西第1地区民生児童委員協議会 外33地区										
交付目的	(対象) 誰,何に対して		旭川市内の地区民生児童委員協議会(全34地区)								
	(意図) どういう状態にしたい		社会福祉の第一線で活躍する民生委員・児童委員の資質向上のための各種研修の実施など,連絡調整機関としての地区民生児童委員協議会の活動を充実させる。								
対象事業等の内容	民生委員法及び児童福祉法に規定する地区民児協の任務,民生委員及び児童委員の職務について,各地区民児協が遂行するために要する経費(旅費,報償費,需用費等)を補助金として交付する。										
積算方法	1地区あたり 160,000円+(18,600円×委員定数)										
事業量指標と過去5年間の実績	① 地区民生委員児童委員協議会数					② 民生委員・児童委員数(定数)					
	単位:地区					単位:人					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	33	33	33	34	34	779	779	779	782	782	
成果指標と過去5年間の実績	① 民生委員・児童委員の活動件数					② 民生委員・児童委員の活動日数					
	単位:件					単位:日					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	163,382	146,855	151,564	151,466	117,717	98,089	94,875	95,453	93,829	78,185	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	1,733	1,617	1,845	1,722	1,937
	市補助金	19,740	19,755	19,738	19,749	19,986
	助成金	1,047	1,252	1,381	1,304	1,278
	会費収入	1,685	1,556	1,506	1,476	1,414
	雑収入	351	148	263	37	33
	その他					
	収入合計	24,556	24,328	24,733	24,288	24,648
市補助率(%)	80.4%	81.2%	79.8%	81.3%	81.1%	
支出合計	22,939	22,483	23,011	22,351	24,648	
うち食糧費,交際費	813	827	871	644	924	
次年度繰越	1,617	1,845	1,722	1,937	0	
一般財源	19,740	19,755	19,738	19,749	19,986	
特定財源						
市負担額	人件費	正職員	0.06	0.06	0.06	0.06
		人工金額	432	437	442	442
	臨時・嘱託/会計年度任用職員					
	その他事務費					
合計	20,172	20,192	20,180	20,191	20,434	
受益対象者数	779	779	782	782	782	
補助金単位コスト(単位:円)	25,895	25,920	25,806	25,820	26,130	
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない				
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である				
会計処理については会計責任者のもと行われており,総会時に監査から会計監査報告を受けていることから適正に処理されている。繰越金が毎年生じているが,次年度の補助金交付までの資金として妥当であるとする。						

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◆ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 民生委員・児童委員は, 地域で困り事を抱える市民に対する支援活動を行っており, 公的な支援が必要な市民を発見して関係機関につなげる役割を果たしていることから, 不特定多数の市民に対して間接的に効果が行き渡っている。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 当該補助金を廃止・縮小すると地区民児協が行う地域で困り事を抱えている市民に対する支援活動が停滞し, そうした市民が適切な支援を受ける機会を失うため, 影響は極めて大きい。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 市各種事業(高齢者等屋根雪下ろし事業, 絵本配付, 高齢者防火訪問等)への協力依頼のほか各方面から民生委員・児童委員の活動に対する期待・要請が増大しているため, 地区民生委員児童委員協議会が円滑に運営されることにより, 民生委員・児童委員の活動が充実し, 地域福祉向上が図られると共に, 市各種事業の実施に係る経費の削減(郵送料, 委託料等)に寄与している。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 民生委員・児童委員は, 市長が推薦し, 厚生労働大臣が委嘱する市民であり, 各地区の民生委員・児童委員で組織される協議会は, 民生委員法及び児童福祉法によって設置が義務付けられたものである。同法において, その経費は都道府県(中核市)が負担することと定められていることから, 受益者負担を設定すること及び補助率を定めて交付することはなされない。 また, 民生委員法及び児童福祉法において, 民生委員・児童委員の設置に関する終期を定めていないため, 終期を設定していない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	地区民生委員児童委員の活動は, 地域住民の福祉の向上に不可欠なものであり, 補助がなくなれば, 民生児童委員活動に重大な支障が生じ, 活動そのものが困難になることから, 現行どおり継続する。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	目標値(具体的な数値)を設定して行う事業ではないため, 評価を行うことが困難であること。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	地区民生委員児童委員の活動は, 地域住民の福祉の向上に不可欠なものであり, 補助がなくなれば, 民生児童委員活動に重大な支障が生じ, 活動そのものが困難になることから, 現行どおり継続する。
外部評価		
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補助金名称	旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金
-------	---------------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名		実施主体	
概要			
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
説明			

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
函館市	・地区協議会数 : 30地区, 委員定数 714人 ・交付額積算根拠 : 1地区 50,000円+8,447円×委員定数 1地区平均 250,000円 …… ① ※市民児連・道民児連・全民児連への会費 : 委員1人あたり 15,000円 は市から別途支給 (1地区平均 15,000円×23人= 345,000円)…… ② <div style="text-align: right;">①+②= 595,000円</div>
釧路市	・地区協議会数 : 21地区, 委員定数 456人 ・交付額積算根拠 : (道補助金)1地区一律 250,000円 …… ① ※市民児連・道民児連・全民児連への会費 : 委員1人あたり 18,600円 は市から別途支給 (1地区平均 18,600円×21人= 390,600円)…… ② <div style="text-align: right;">①+②= 640,600円</div>
札幌市	・地区協議会数 : 90地区, 委員定数 2,839人 ・交付額積算根拠 : 地区委員定数による (1地区平均 250,000円) …… ① 1人～15人…190,000円, 16人～25人…220,000円 26人～35人…250,000円, 36人～45人…280,000円 46人～55人…310,000円, 56人以上 ……340,000円 ※全民児連への会費 : 委員1人あたり 2,600円 は各民生委員児童委員が自己負担している。 (1地区平均 2,600円×31人= 80,600円) …… ② ※市民児連・道民児連の会費負担なし。 <div style="text-align: right;">①+②= 330,600円</div>
(旭川市)	本市の補助金交付額は, 1地区平均 <u>587,800円</u> (160,000円+18,600円×23人)。 その中から, 市民児連・道民児連・全民児連の会費 委員1人あたり 17,000円 のうち 13,600円 を 各地区民生児童委員協議会が, 定数分(1地区平均 13,600円×23人= 312,800円)を支払っている ため, 各地区民生児童委員協議会の手元に残る補助金額は, 1地区平均 275,000円 となる。 会費の差額 委員1人あたり 3,400円は各民生委員児童委員が自己負担している(1地区平均 3,400円×23人=78,200円)。

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について, その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。